

鎌倉市市民活動センター指定管理者募集要項等に関する質問の回答

No.	質問項目			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
1	仕様書	1	2(2)支援対象	「生涯学習団体の活動のうちアの社会貢献活動の部分」が、前は明記されていましたが今回は明記されていません。これはどのような経緯・理由によるのでしょうか。	つながる鎌倉条例(平成31(2019年)年1月8日施行)(以下「条例」という。)及び市民活動と協働を推進するための指針(令和2年(2020年)8月策定)(以下「指針」という。)に合わせて表記の整理を行ったものです。指針においては、「活動内容が市民活動に該当する場合は市民活動団体等に含む」としておりますので、「生涯学習団体の活動のうち社会貢献の部分」は「市民活動団体等」の中に含まれるため、現在と同様に支援対象となります。
2	仕様書	2	2(5)自主事業	自主事業のうち、市に対し事前承諾及び事後報告が必要なものは具体的にどのような自主事業であるか、教えてください。	「募集要項及び仕様書に定める自主事業」として、指定管理者が、事業計画書(募集要項第2号様式)により提案した事業について、市の事前承諾及び事後報告が必要です。指定管理者の立場に関係なく、独自に行う事業は対象となりません。例えば、会議室を一般予約解放前に優先的に確保して講座を実施する場合は自主事業となりますが、他の一般団体と同様の条件でセンターを利用して実施する団体独自の講座であれば自主事業には当たりません。
3	募集要項	2	4指定の期間	指定の期間が5年ではなく3年間だった事情、経緯等について教えてください。	条例及び指針を踏まえ、今期の指定管理者の募集はコーディネート力の強化を図ることとしましたが、指針で示されている中間支援組織の役割を果たしていくためには、更なるソフト面の強化及びハードのスリム化が必須であり、センターの在り方を検討する必要があると考えております。必要とされるセンターの機能について、市民活動推進委員会での議論やセンター利用者へのアンケート・ヒアリングにより検討を進める予定です。その議論を速やかに次の指定管理業務に反映し、更なる市民活動センター機能の向上を図るため、指定管理期間を3年と設定しました。
4	募集要項	2	5(1)ア支払額	前年に比べ指定管理料の限度額が削減されています。事業収入の減少や人件費の値上げ等にもかかわらず減額された理由およびその積算根拠について教えてください。	今まで積算において新規リースとして計上していた複写機・簡易印刷機のリースを再リースとすることにより、機器代の削減を図っています。削減分を最低賃金の増加や印刷収入の減少分、コーディネート機能充実の積算費用に充てることにより、総額としてはほぼ現状維持としています。
5	募集要項	11	1(3)イ様々な主体との連携、コーディネート実績について	ここでいう「様々な主体」とは具体的に何を指しますか。実績の記載例をお示ください。	NPO、自治・町内会、行政、企業、学校などの多様なセクターとの連携を指します。連携の相手方、事業内容、どのような連携・コーディネートを行ったかを具体的に記載してください。
6	募集要項	11	1(3)エ(イ)市民活動団体等を繋ぐコーディネーターについて	コーディネーターの人材、およびコーディネートの実績はどのように書いたらよいか記載例をお示ください。	「市民活動団体等を繋ぐコーディネーターとしての豊富な知識・経験を有する人材」として配置予定の人材の、協働やコーディネート業務に関する経歴(市民活動センターで〇年間NPO間及び行政とNPOとの協働のコーディネート業務に携わった等)及び具体的な実績を記載してください。センター長を想定していますが、それ以外に配置しても構いません。知識・経験を活かし、市内外を問わずコーディネート力を発揮し、様々な主体と協働することができる人材を想定しています。